

## 函館市高齢者計画策定推進委員会委員 公募実施要領

### 1 目的

函館市高齢者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）の委員を指定するにあたり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

### 2 主な業務内容および公募定数等

主な業務内容は、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定および推進とし、公募定数は1名とする。

### 3 委員の任期

委員の任期は委員に指定した日から3年以内とする。

### 4 応募条件

市内に居住する令和8年5月1日現在の年齢が40歳以上の者で、市の福祉行政に関し、関心のある者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本委員会に委員の推薦を予定している団体（別添団体一覧）に所属する者。  
ただし、当該団体が複数の団体により組織される団体であるときは、当該団体の役員を務めている者に限る。
- (2) 本市の委員会の委員を3以上兼ねている者（内定しているもの、本件を含め応募中のものを含む。）
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の施行前に犯した禁錮以上の刑に処せられた者を含む。）
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 5 応募方法

別に定める応募用紙により応募する。（持参、郵送、FAXまたはEメール）

応募先 函館市保健福祉部介護保険課

住所：〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：21-3041

FAX：26-5936

Eメール：kikaku-kanri@city.hakodate.hokkaido.jp

## 6 広 報

応募にあたっては、市広報紙およびホームページに公募記事を掲載する。

## 7 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月15日（金）までとする。

※ 持参の場合は、平日午前8時45分から午後5時30分まで

※ 郵送の場合は、当日消印有効

## 8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は公開抽選により決定する。

また、応募者が定数に達しない場合の欠員については、再度公募する。

当該委員会における女性の委員の割合が市で定める女性登用率の目標値35%に達しない見込みであるため、女性の応募があった場合は、優先的に女性の応募者を委員として決定する。

## 9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。ただし、公開抽選を行う場合は、公開抽選の欠席者に対してのみ書面で通知する。

函館市高齢者計画策定推進委員会に委員の推薦を予定している団体一覧

**※ 以下の団体に所属されている方は応募できません。**

- ・ 社会福祉法人函館市社会福祉協議会
- ・ 函館認知症の人を支える会
- ・ 道南地区老人福祉施設協議会
- ・ 学校法人函館大妻学園
- ・ 公益社団法人函館市医師会
- ・ 一般社団法人函館歯科医師会
- ・ 公益社団法人北海道看護協会道南南支部
- ・ 一般社団法人函館薬剤師会

**※ 以下の団体の場合、役員の方のみ応募できません。**

- ・ 函館市民生児童委員連合会
- ・ 函館市町会連合会
- ・ 函館市ボランティア連絡協議会
- ・ 函館市老人クラブ連合会
- ・ 函館市地域包括支援センター連絡協議会
- ・ 函館市居宅介護支援事業所連絡協議会